

○いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第64号

## 改正

平成26年12月24日いわき市規則第58号

平成27年3月30日いわき市規則第14号

平成28年3月31日いわき市規則第40号

平成28年10月14日いわき市規則第53号

平成29年12月28日いわき市規則第42号

平成30年3月30日いわき市規則第21号

平成30年10月1日いわき市規則第51号

いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条から第12条まで** 削除

(指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の配置の基準)

**第13条** 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 看護師又は准看護師（第18条及び第19条において「看護職員」という。） 1以上
- (2) 介護職員 1以上

2 前項の指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(電磁的方法)

**第13条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第51条の2第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第51条の2第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(指定介護予防訪問入浴介護の費用)

**第14条** 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(市町村への通知の要件)

**第14条の2** 条例第52条の3の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護予防訪問入浴介護事業所の運営規程に定める事項)

**第15条** 条例第55条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防訪問入浴介護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第16条** 条例第56条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

**第17条** 削除

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

**第18条** 条例第59条の指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議（いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年いわき市条例第46号）第25条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人を

もって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用すること。

(基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の配置の基準)

**第19条** 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 看護職員 1以上  
(2) 介護職員 1以上

(準用)

**第20条** 第13条の2、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。

(指定介護予防訪問看護事業所の従業者の配置の基準)

**第21条** 指定介護予防訪問看護ステーションには、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上  
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適當数

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関には、適當数の指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を置かなければならない。

3 第1項第1号の看護職員のうち、1人は、常勤の者でなければならない。

(指定介護予防訪問看護事業所の運営規程に定める事項)

**第22条** 条例第73条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防訪問看護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第23条** 条例第74条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問看護計画書
- (2) 介護予防訪問看護報告書
- (3) 条例第78条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (4) 条例第75条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第75条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第75条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第75条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第24条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

**第25条** 条例第77条の指定介護予防訪問看護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。
- (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
  - (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。
  - (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第2号の介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。
  - (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
  - (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
  - (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。
  - (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
  - (11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書について主治の医師に定期的に提出すること。
  - (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。
  - (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出すること。
- 2 前項（同項第13号を除く。）の規定は、同号の介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
  - 3 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第1項第2号から第6号まで及び第10号から第13号まで並びに前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。
  - 4 前項の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。  
(指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者の配置の基準)

**第25条の2** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤の者でなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の運営規程に定める事項)

**第26条** 条例第83条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関し整備等をすべき記録)

**第27条** 条例第84条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第85条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第85条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第85条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第85条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第28条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

**第29条** 条例第87条の指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族

の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通ずること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第50条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、



利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(10) 理学療法士等は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(11) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。

(12) 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

(13) 医師又は理学療法士等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第13号を除く。）の規定は、同号の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者の配置の基準）

**第30条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業所には、次の各号に掲げる事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。同条第2項において同じ。）又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上

（指定介護予防居宅療養管理指導事業所の運営規程に定める事項）

**第31条** 条例第92条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関し整備等をすべき記録)

**第32条** 条例第93条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第94条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第94条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第94条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第94条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第33条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

**第34条** 医師又は歯科医師の行う条例第96条の指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号の規定による利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供

されるために必要があると認めるとき又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下この項において同じ。）から求めがあったときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号の規定による介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

(7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う条例第96条の指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

#### 第35条から第45条まで 削除

（指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員の配置の基準）

**第46条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業員を置かななければならない。

(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この条にお

いて「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年いわき市条例第70号。以下「基準条例」という。)第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下この号において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び第47条第4号において同じ。)の数が10人以下のときは、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超えるときは、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所であるときは、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下のときは、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること又は利用者の数が10人を超えるときは、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除して得た数以上確保されていること。

(2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保される

こと。

3 第1項第1号の医師は、常勤の者でなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの費用)

**第46条の2** 条例第119条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーション事業所の運営規程に定める事項)

**第47条** 条例第121条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関し整備等をすべき記録)

**第48条** 条例第123条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 条例第124条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 条例第124条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第124条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第124条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第49条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

**第50条** 条例第126条の指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この項において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該

目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第29条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第11号を除く。）の規定は、同号の介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項）

**第51条** 条例第127条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年いわき市規則第58号）第6条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課

題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔(くう)機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているもの等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は、行わないとともに、条例第128条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の配置の基準)

**第52条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この条、第54条及び第57条において同じ。)の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(第5項、第66条及び第69条第1項第2号において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とさ



れる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるとき又は再開のときは、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下この項において「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（次項において「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者のほか、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち、1人は、常勤の者でなければならない。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第54条第5項第2号ア、第56条第3号及び第57条第2号において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（専用の居室を設けない特別養護老人ホーム）

**第53条** 条例第132条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準）

**第54条** 条例第133条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上、条例第143条において準用する条例第121条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第143条において準用する条例第121条の4第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第133条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第52条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

4 前項の特別養護老人ホームの場合にあつては第6項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備の基準を満たすことで足りるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

6 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にあるときは、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(指定介護予防短期入所生活介護の費用)

**第55条** 条例第136条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われたときは、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（市長が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営規程に定める事項)

**第56条** 条例第139条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第52条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

**第57条** 条例第140条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) 第52条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第58条** 条例第142条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 条例第137条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 条例第143条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第143条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第143条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第143条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第59条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

**第60条** 条例第145条の指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されているときは、当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所に関する規定の適用)

**第61条** 第53条から前条までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次条から第68条までに定めるところによる。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

**第62条** 条例第154条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - ア 消防長又は消防署長と相談の上、条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第121条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - イ 条例第160条において準用する条例第143条において準用する条例第121条の4第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第154条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第154条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第52条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。
- (1) ユニット 次のアからウまでに掲げる設備の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準を満たしていること。
    - ア 居室 次に掲げる基準
      - (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められるときは、2人とすることができる。
      - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受け

ることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条、第64条及び第67条において同じ。）の数の上限をいう。以下この条、第65条及び第67条第2号において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

#### イ 共同生活室 次に掲げる基準

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ウ 洗面設備及び便所 次に掲げる基準

(ア) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にあるときは、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

**第63条** 第53条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の費用)

**第64条** 条例第156条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われたときは、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（市長が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

3 条例第156条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営規程に定める事項)

**第65条** 条例第157条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容



- (3) 利用定員（第52条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第52条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項  
(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の勤務体制の確保)

**第66条** 条例第158条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。  
(指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

**第67条** 条例第159条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) 第52条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数  
(準用)

**第68条** 第58条から第60条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

**第68条の2** 第14条の2、第55条から第58条まで及び第60条の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第58条第3号中「条例第143条において準用する条例第51条の13第2項」とあるのは「条例第51条の13第2項」と、同条第4号中「条例第143条において準用する条例第52条の3」とあるのは「条例第52条の3」と、同条第5号中「条例第143条にお

いて準用する条例第55条の8第2項」とあるのは「条例第55条の8第2項」と、同条第6号中「条例第143条において準用する条例第55条の10第2項」とあるのは「条例第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の配置の基準)

**第69条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（基準条例第182条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下この号において同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。次項及び次条第1項第2号アにおいて同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に開始するとき又は再開のときは、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者のほか、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準)

**第70条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 居室 次に掲げる基準
  - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

**第71条** 第14条の2、第55条から第58条まで及び第60条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

(指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の配置の基準)

**第72条** 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この条及び第84条において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この号において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下この号において「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下この号において「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所における当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の看護職員又は介護職員 その員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、かつ、夜間における緊急連絡体制のための看護師若しくは准看護師又は介護職員が1以上

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

（指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準）

**第73条** 条例第175条第1項第4号アの規則で定める面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とする。

（指定介護予防短期入所療養介護の費用）

**第74条** 条例第177条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われたときは、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用（市長が定める場合を除く。）
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。
- 3 条例第177条第4項の規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げるものとする。
- （指定介護予防短期入所療養介護事業所の運営規程に定める事項）

**第75条** 条例第179条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

（指定介護予防短期入所療養介護の利用者数）

**第76条** 条例第180条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指

定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数  
(指定介護予防短期入所療養介護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第77条** 条例第181条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 介護予防短期入所療養介護計画

(2) 条例第182条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第182条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第182条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第182条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第78条** 第14条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

**第79条** 条例第184条の指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。

- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されているときは、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(指定介護予防短期入所療養介護の診療の方針)

**第80条** 条例第185条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、市長が定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 市長が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求めること等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に関する規定の適用)

**第81条** 第74条から前条までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次条から第86条までに

定めるところによる。

(指定介護予防短期入所療養介護の費用)

**第82条** 条例第193条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われたときは、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給されたときは、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われたときは、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 市長が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（市長が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

3 条例第193条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の運営規程に定める事項)

**第83条** 条例第194条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常送迎の実施地域
- (5) 施設利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策



(7) その他運営に関する重要事項

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の勤務体制の確保)

**第84条** 条例第195条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

**第85条** 条例第196条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設（いわき市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第73号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設（いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第76号）第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) ユニット型介護医療院（いわき市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年いわき市条例第52号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

**第86条** 第77条及び第78条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用

する。

(指定介護予防特定施設の従業者の配置の基準)

**第87条** 指定介護予防特定施設には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下第98条までにおいて同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員 次のいずれにも該当する数

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30以下の指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に、利用者の数が30を超え50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（基準条例第217条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次のいずれにも該当する数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者

の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30以下の指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に、総利用者数が30を超え50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者の数、居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるとき又は再開のときは、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がないときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供するときは、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤の者であれば足りるものとする。

（指定介護予防特定施設の設備の基準）

**第88条** 条例第206条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発

生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 指定介護予防特定施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 介護居室 次に掲げる基準

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂及び機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。

4 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の費用)

**第89条** 条例第211条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置)

**第89条の2** 条例第212条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(指定介護予防特定施設の運営規程に定める事項)

**第90条** 条例第213条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第91条** 条例第217条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第203条第1項に規定する介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第214条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 条例第218条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第218条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第218条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

**第92条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について

準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

**第93条** 条例第220条の指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。
- (8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第8号を除く。）の規定は、同号の介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設に関する規定の適用)

**第94条** 第87条から前条までの規定にかかわらず、次条第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次条から第99条までに定めるところによる。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設の従業者の配置の基準)

**第95条** 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設(次条において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設」という。)には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(基準条例第239条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(基準条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第1号において同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (3) 計画作成担当者 1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

3 前2項の利用者の数、居宅サービスの利用者の数及び総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けるとき又は再開のときは、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者(外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤の者でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がないときは、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（同項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がないときは、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設の設備の基準）

**第96条** 条例第230条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 居室 次に掲げる基準

- ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。
- イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ 地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。



- (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設の運営規程に定める事項)

**第97条** 条例第232条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

**第98条** 条例第234条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第203条第1項に規定する介護予防特定施設サービス計画
- (2) 条例第233条第8項の規定による結果等の記録
- (3) 条例第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (4) 条例第235条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第235条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第235条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 条例第235条において準用する条例第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 条例第235条において準用する条例第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 条例第235条において準用する条例第214条第3項の規定による結果等の記録

(準用)

**第99条** 第13条の2、第14条の2、第89条及び第93条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(指定介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の配置の基準)

**第100条** 指定介護予防福祉用具貸与事業所には、福祉用具専門相談員を常勤換算方法で、2人以上置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定による人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者(基準条例第250条に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。第109条第2項第1号において同じ。) 基準条例第250条

(2) 指定特定福祉用具販売事業者(基準条例第267条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。第109条第2項第2号において同じ。) 基準条例第267条

(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(条例第256条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。) 同条

(指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び器材の基準)

**第101条** 条例第241条第2項の設備及び器材は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(指定介護予防福祉用具貸与の費用)

**第102条** 条例第242条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定介護予防福祉用具貸与事業所の運営規程に定める事項)

**第103条** 条例第243条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防福祉用具貸与の提供に関し整備等をすべき記録)

**第104条** 条例第248条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第246条第4項の規定による結果等の記録

(2) 条例第249条において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第249条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第249条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第249条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条例第252条第1項の規定による介護予防福祉用具貸与計画（第106条第2号において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）

(準用)

**第105条** 第13条の2及び第14条の2の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

**第106条** 条例第251条の指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

- (2) 指定介護予防特定福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(基準該当介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の配置の基準)

**第107条** 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所には、福祉用具専門相談員を常勤換算方法で、2人以上置かなければならない。

(準用)

**第108条** 第13条の2、第14条の2、第101条から第104条まで及び第106条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。

(指定特定介護予防福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の配置の基準)

**第109条** 指定特定介護予防福祉用具販売事業所には、福祉用具専門相談員を常勤換算方法で、2人以上置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているときは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定による人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者 基準条例第250条
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者 基準条例第267条
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 条例第239条

(指定特定介護予防福祉用具販売の費用)

**第110条** 条例第260条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用  
(保険給付の申請に必要な書類等に記載すべき事項)

**第111条** 条例第261条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該指定特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要  
(指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関し整備等をすべき記録)

**第112条** 条例第262条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第263条において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第263条において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第263条において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 条例第266条第1項の規定による特定介護予防福祉用具販売計画(第114条第2号において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。)

(準用)

**第113条** 第13条の2、第14条の2及び第103条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

**第114条** 条例第265条の指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同

意を得ること。

- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、当該利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられるときは、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(補則)

**第115条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年いわき市規則第60号）附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第54条第5項第1号ア及びイ、第2号ア並びに第6項の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第3条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第62条第4項第1号イ（イ）中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とす

る。

4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。

（1） 食堂は、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

（2） 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

8 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合しなければならない。

（1） 食堂は、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

（2） 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 11 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する指定特定施設（基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。）であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第88条第2項第1号ア及び第96条第2項第1号アの規定は、適用しない。
- 12 平成18年3月31日以前の日から引き続き存する養護老人ホームについては、第96条第2項第1号アの規定は、適用しない。

**附 則**（平成26年12月24日いわき市規則第58号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日いわき市規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日いわき市規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年10月14日いわき市規則第53号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

**附 則**（平成29年12月28日いわき市規則第42号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月30日いわき市規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第103条第1号の改正規定、第3条中いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第106条第1号の改正規定及び第5条中いわき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則



第4条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成30年10月1日いわき市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。